

【給付対象世帯とは】

令和7年12月1日時点で二戸市の住民基本台帳に登載され、居住する全員が令和7年度市民税（令和6年中の所得）非課税である世帯のうち、申請日現在において次に該当する世帯をいいます。

世帯分離をしている場合でも、同居の場合は「同一世帯」とみなします

- ① **高齢者世帯**：昭和36年4月1日以前に生まれた方（年度末年齢65歳以上）だけでお住まいの世帯
- ② **重度障がい者世帯**：次に該当する重度障がい者を含む世帯
 - A 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち障害等級「1級」又は「2級」の方
 - B 療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が「A判定」の方
 - C 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、障害等級が「1級」の方
- ③ **ひとり親世帯**：母子世帯、父子世帯又は養育者世帯で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方を扶養し、児童扶養手当を受給している世帯
- ④ **生活保護世帯**：生活保護法による保護を受けている世帯

◆ 対象外となる場合 ◆

- ・申請日現在で、次の場合は対象外となります。
 - (1) 全員が社会福祉施設等へ入所や長期入院等している
 - (2) 親族など課税されている方と同居している、または扶養されている
 - (3) 重度障害者世帯で、対象要件に該当する者が社会福祉施設等への入所や長期入院等している
 - (4) 冬期間は市外に滞在している
 - (5) 申請期限までに必要書類を提出しなかった
 - (6) ①～③のうち、無申告などで非課税であることが確認できない
- ・審査の結果、対象外となった申請者へは「非該当通知書」をお送りします。

▶ 虚偽の申請により給付を受けた場合は、返還の対象となります

【問い合わせ先】

二戸市健康福祉部 健康福祉企画課

受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分（土日祝日除く）

住所：〒028-6198 二戸市福岡字八幡下11番地1

電話：0195-23-1314 / メール：hoken@city.ninohe.iwate.jp